

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料9-8
提出年月日	令和5年3月31日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.17 監視測定等に関する手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.7.0)	目次	ページ番号の適正化 ・1.17.2 重大事故等時の手順等・・・1.17-6 ⇒ 1.17-7 ・1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等・・・1.17-6 ⇒ 1.17-7 ・1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等・・・1.17-23 ⇒ 1.17-24 ・1.17.2.3 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源を代替交流電源設備から給電する手順等・・・1.17-26 ⇒ 1.17-27	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.7.0)	P1.17-8	海側3箇所及びモニタリングポスト7の代替測定地点を防潮堤内側に変更したため、記載内容を修正した。 (旧)また、可搬型モニタリングポストの海側への設置について、発電所前面海域に津波注意報が発生している場合は、防潮堤内側のアクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更する。 (新)防潮堤外側にあるモニタリングポスト7については、防潮堤による放射線計測及び津波による機器損傷の影響を考慮し、代替測定地点を防潮堤内側とする。	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.7.0)	P1.17-11	同上	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.7.0)	P1.17-10	以下の記載を追記した。 代替測定(8台)をアクセスルート上に設置する場合、作業開始を判断してから175分以内で可能である。	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.7.0)	P1.17-13	同上	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.7.0)	P1.17-26	以下の記載を追記した。 代替測定をアクセスルート上に設置する場合、作業開始を判断してから95分以内で可能である。	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.7.0)	P1.17-33	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.7.0)	P1.17-27	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 全交流動力電源喪失時に自動起動 (新) 全交流動力電源喪失時に手動操作により起動	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.7.0)	P1.17-35	同上	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.7.0)	P1.17-31 P1.17-32 P1.17-56	下記の記載を修正した(下線部分) 第1.17.2表 重大事故等対処設備に係る監視計器(1/3)(2/3)のうち、可搬型モニタリングポストの計測範囲(単位)を修正(7箇所) (旧) 半導体: 5 μ Gy/h \sim 100 (mGy/h) (新) 半導体: 5 μ Gy/h \sim <u>1,000</u> (mGy/h) 表1 可搬型モニタリングポストの計測範囲等 (旧) 半導体 5 μ Gy/h \sim 100 mGy/h (新) 半導体 5 μ Gy/h \sim <u>1,000</u> mGy/h	数字で4桁以上を記載している場合は、カンマを追記した。(西暦表記は除く)
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.7.0)	P1.17-39 P1.17-40 P1.17-61	同上	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.7.0)	P1.17-36	下記の記載を修正した(下線部は追加箇所) 第1.17.2図 可搬型モニタリングポストの設置位置及び保管場所(発電所海側及び緊急時対策所付近への設置を除く) ・モニタリングポスト7の代替配備を防潮堤内側に変更した。 ・緊急時対策所、中央制御室の明示	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.7.0)	P1.17-42	同上	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.7.0)	P1.17-37	下記の記載を修正した 「第1.17.4図 可搬型モニタリングポスト設置位置(発電所海側及び緊急時対策所付近への設置)」の海側可搬型モニタリングポスト設置位置を防潮堤内側へ修正した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.7.0)	P1.17-43	同上	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.7.0)	P1.17-38	下記の記載を追加した(下線部参照) 第1.17.7図 放射能測定装置の保管場所及び海水・排水試料採取場所 <u>保管場所：緊急時対策所 (T.P.39m)</u> <u>放射能測定装置</u> ・可搬型ダスト・よう素サンプラ : 2台 (予備1台) ・NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ : 2台 (予備1台) ・GM汚染サーベイメータ : 2台 (予備1台) ・α線シンチレーションサーベイメータ : 1台 (予備1台) ・β線サーベイメータ : 1台 (予備1台) <u>電離箱サーベイメータ : 2台 (予備1台)</u>	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.7.0)	P1.17-45	同上	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.7.0)	P1.17-40	下記の記載を追加した(下線部参照) 第1.17.12図 小型船舶の保管場所及び運搬ルート ・緊急時対策所の明示	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.7.0)	P1.17-46	同上	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.7.0)	P1.17-42	可搬型モニタリングポストを防潮堤の内側へ変更したことに伴い、バックグラウンド低減対策のタイムチャートを修正(時間の変更なし、モニタリングポスト5以降順番変更) (旧)モニタリングポスト5⇒モニタリングポスト1⇒モニタリングポスト2⇒モニタリングポスト6⇒モニタリングポスト7⇒海側N○1⇒海側N○2⇒海側N○3⇒緊急時対策所付近 (新)モニタリングポスト5⇒緊急時対策所付近⇒海側N○1⇒海側N○2⇒海側N○3⇒モニタリングポスト7⇒モニタリングポスト1⇒モニタリングポスト2⇒モニタリングポスト6	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.7.0)	P1.17-47	同上	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.7.0)	P1.17-43	下記の記載を追加した(下線部参照) 第1.17.17図 可搬型気象観測設備の設置場所及び保管場所 ・ <u>モニタリングポスト</u> , <u>モニタリングステーション</u> , <u>緊急時対策所</u> , <u>中央制御室</u> の明示	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.7.0)	P1.17-48	同上	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.7.0)	P1.17-46	以下の誤記を修正した。(下線部参照) "s"を小文字から大文字に修正 (旧) Zn γ シンチレーション計数装置 (新) ZnS γ シンチレーション計数装置	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.7.0)	P1.17-50	同上	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.7.0)	P1.17-55	下記の記載を修正した(下線部は追加箇所) 「図1 可搬型モニタリングポストの設置位置及び保管場所」 ・海側可搬型モニタリングポスト設置位置を防潮堤内側へ修正した。 ・ <u>緊急時対策所</u> , <u>中央制御室</u> の明示	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.7.0)	P1.17-60	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.7.0)	P1.17-59	海側の可搬型モニタリングポストを防潮堤内側にしたことにより、第1図各大気安定度における地表面でのブルームからのγ線による空気カーマ率分布図の距離及び空気カーマ率を修正した。 ・距離 (旧)約310m ⇒ (新)約220m ・【放出高さ70mの場合】空気カーマ率 (旧) 1.3×10^{-9} Gy/h ⇒ (新) 1.2×10^{-9} Gy/h ・【放出高さ0mの場合】空気カーマ率 (旧) 8.0×10^{-9} Gy/h ⇒ (新) 1.1×10^{-8} Gy/h 以下の記載を修正した。 ・排気筒高さ: (旧) G.L.+73.1m ⇒ (新) T.P.83.1m 以下の記載を追加した。 ・敷地グラウンドレベル: T.P.10.0m	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.7.0)	P1.17-63	同上	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.7.0)	P1.17-63 P1.17-65	可搬型モニタリングポストの設置位置の防潮堤内側変更(モニタリングポスト7,海側3箇所)に伴い、第2表 各風向による評価地点での放射線量率の感度(1)を修正した。 また、海側N○1およびN○3については、設置位置を微調整したため、評価値の見直しを行った。 なお、評価値は第3表 各風向による評価地点での放射線量率の感度(代替測定位置)の値を用いた。 評価地点名称の適正化 ・(旧)海側(3-放水口付近) ⇒ (新)海側N○3 ・(旧)海側(1/2-放水口付近) ⇒ (新)海側N○2 ・(旧)海側(Z点付近) ⇒ (新)海側N○1	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.7.0)	P1.17-67 P1.17-69	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.7.0)	P1.17-64	下記の記載を修正した 「第4図 可搬型モニタリングポストの設置場所及び放射線量率の感度評価の例(風向:北西)」の海側可搬型モニタリングポスト設置位置を防潮堤内側へ修正した。 モニタリングポスト6の放射線量率が誤記のため修正した。(下線部参照) (旧)モニタリングポスト6 : 1.4×10^{-02} (新)モニタリングポスト6 : 1.4×10^{-01} モニタリングポスト7の設置位置を防潮堤内側に変更したため、放射線量率を修正した。(下線部参照) (旧)モニタリングポスト7 : 6.4×10^{-02} (新)モニタリングポスト7 : <u>7.1×10^{-02}</u>	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.7.0)	P1.17-68	同上	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.7.0)	P1.17-66	下記の記載を修正した(下線部は追加箇所) 「第5図 可搬型モニタリングポストの設置場所にアクセスできない場合の代替測定場所」 ・海側可搬型モニタリングポスト設置位置を防潮堤内側へ修正した。 ・緊急時対策所、中央制御室の明示	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.7.0)	P1.17-70	同上	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.7.0)	P1.17-67	下記の記載を修正した。(下線部は修正箇所) (旧)96mSv/h程度(炉心からの距離310m程度の場合)が必要であると考えられる。 (新)約13~124mSv/h程度(炉心との距離が最も短い(3号炉とモニタリングポスト7)約250m程度の場合)が必要であると考えられる。また、 <u>海側への放出を考慮して設置する可搬型モニタリングポストと炉心との距離は約220m程度であるため、同様に約13~128mSv/h程度が必要である。</u>	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.7.0)	P1.17-71	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.7.0)	P1.17-67	可搬型モニタリングポスト海側No.3の設置位置変更により以下の記載を修正した。 (旧) 炉心からの距離 約310m 放射線量率 96mSv/h (新) 炉心からの距離 約220m 放射線量率 128mSv/h	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.7.0)	P1.17-71	同上	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.7.0)	P1.17-67	下記の可搬型モニタリングポストの計測上限を修正した(下線部分) (旧) 100mSv/h (新) <u>1,000</u> mSv/h	数字で4桁以上を記載している場合は、カンマを追記した。(西暦表記は除く)
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.7.0)	P1.17-71	同上	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.7.0)	P1.17-67 P1.17-68	追而箇所の記載(有効性評価におけるCs-137の放出量) 約0.51TBq	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.7.0)	P1.17-71 P1.17-73	同上	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.7.0)	P1.17-67 P1.17-68	下記の記載を修正した。 (旧) Cs-137の放出量は約10000TBqである (新) Cs-137の放出量は約 <u>10,000</u> TBqである	数字で4桁以上を記載している場合は、カンマを追記した。(西暦表記は除く)
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.7.0)	P1.17-71 P1.17-73	同上	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.7.0)	P1.17-70	下記の記載を修正した(下線部は追加箇所) 「第7図 評価点及び可搬型モニタリングポストの設置場所及び保管場所」 ・海側可搬型モニタリングポスト設置位置を防潮堤内側へ修正した。 ・緊急時対策所、中央制御室の明示	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.7.0)	P1.17-75	同上	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.7.0)	P1.17-70	可搬型モニタリングポストのバッテリー交換における被ばく線量評価のうち、追而箇所を追記した。 作業に係る被ばく線量 約40mSv	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.7.0)	P1.17-76	同上	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.7.0)	P1.17-71 P1.17-77	下記の記載を修正した(下線部分) (旧) 無線通話装置(車載型) (新) <u>移動無線設備(車載型)</u>	他条文との用語の統一(35条:通信連絡設備)
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.7.0)	P1.17-77 P1.17-83	同上	
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.7.0)	P1.17-71 P1.17-77	下記の記載を修正した(下線部分) (旧) 衛星携帯電話 (新) <u>衛星電話設備(携帯型)</u>	他条文との用語の統一(35条:通信連絡設備)
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.7.0)	P1.17-77 P1.17-83	同上	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.7.0)	P1.17-72	写真の最新化 ・ダストの測定 (GM汚染サーベイメータ) ・よう素の測定 (NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.7.0)	P1.17-78	同上	
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.7.0)	P1.17-77	写真の最新化 ・ (電離箱サーベイメータ)	
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.7.0)	P1.17-83	同上	
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r.7.0)	P1.17-78	写真の最新化 ・ (NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ) ・ (GM汚染サーベイメータ)	
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r.7.0)	P1.17-84	同上	